

	お問い合わせ内容	回答
1	<p>申請書様式第1-3号「荷主（案）構成表」では、大企業3社、中小企業10社を記載する事となっていますが、申請も大企業3社、中小企業10社までなのでしょうか。</p>	<p>申請は、大企業30社、中小企業150社まで記載が可能です。様式第1-1号「1.助成金交付申請額」欄に社数を記載して下さい。 なお、様式第1-3号には、申請段階で参加見込みの可能性が高い大企業3社、中小企業10社を記載してください。</p>
2	<p>募集要項「10 交付決定後（採択後）の流れ」において、遂行状況報告書や実績報告書の提出時に「SAF使用に伴う契約書」「荷主からの入金確認書類」等の提出の必要があると記載があります。 こちらの書類の名義は、申請事業者のグループ企業名義でも可能でしょうか。</p>	<p>遂行状況報告書や実績報告書とともに提出する本事業に係る証憑の名義は、原則申請者の名義である必要があります。申請者名義以外（グループ会社名義等）は証憑とは認められませんのでご注意ください。助成金の振込先口座名義も申請者名義と同一のみに限ります。 また、証憑名義は荷主企業も同様で、交付決定後の荷主一覧に記載した荷主企業名義以外は証憑とは認められませんのでご注意ください。 なお、CO2削減証書については、申請者ではなく航空会社等の名義でも可としますが、本事業における荷主、貨物代理店、航空会社等の関係性を示す書類の提出をお願いいたします。</p>
3	<p>東京都外で商品を製造し、羽田空港までトラックで輸送してそこから航空輸送を行いますが、問題ないでしょうか。</p>	<p>商品製造場所から羽田・成田空港までの輸送経路や輸送方法の制限はございません。航空輸送部分において、本事業の補助要件を満たしているかご確認ください。 なお、証憑における荷主名義が都外の商品製造工場や都外の輸送担当部署名義等の場合は補助要件を満たさず支援対象外となりますのでご注意ください。</p>
4	<p>本事業における「貨物輸送」は、貨物機のみか。</p>	<p>フレーター（貨物機）に加え、ペリー（旅客機を用いた貨物便）も対象となります。</p>